

## 要望書

今、新型コロナウイルスの感染拡大及びそれに対する対策により、私たちの日常生活が多大な影響を受けています。

特に2月27日におこなわれた安倍首相による休校要請は、その最たるものでした。専門家の意見も聞かずにこのような要請を行ったこと自体に驚きを禁じ得えないとともに、その後場当たり的に出される方針をみるにつけ、この要請が私たち市民の生活の実態をどこまで知って出されたものなのか疑問を感じずにはられません。

安倍首相による休校要請とその後場当たり的に出された方針は、今もなお、私たちの生活に大混乱をもたらしています。

現場の声を聞かず十分な説明もなく突然に出された休校要請は、各地方自治体等の判断を停止させ、教育関係者に混乱をもたらしました。その最大の被害者は、子どもでした。十分な説明もなく休校を告げられ、学び、遊び、運動の機会が奪われました。卒業式、終業式など育ちの節目となる行事も奪われました。多くの子どもから、別の学校に進学する友達に別れを言えず悲しいという声を聞きます。中高生からは「大学入試改革の問題でも外部参入や記述式で大人の都合で振り回され、またここにきて新型コロナウイルスで振り回されている。子どもが大切にしているものを政治家は考えてくれていない」という声が上がっています。

そして、突然の休校に、多くの小学校低学年の子どもたちは学童保育に通うこととなりましたが、その学童保育自体も大混乱でした。そもそも学童保育指導員のシフトが厳しいところに、学童保育開館の時間を早めることとなったり、学童保育に来る子どもが増えたりして、過密労働になりました。そのため、地域によっては急遽学童保育を申し込んでも断られるという事態もありました。

また、「子どもの健康を守るための休校要請」と言いながら保育所に預かる子どもについてはその範囲ではありません。保育所の子ども達はマスクを常時するには難しい年齢です。また、密接な状態にもなりやすい生活の場です。その特性を考えた時、「休校解除」同様の条件を満たさない「保育所」が「開園」することは「子どもの健康と命」を守らないことになるのではないのでしょうか。保育園で働く人たちからは「また、保育園の子ども命、職員の命をないがしろにするのか」という声が多くあがっています。「保育園は何があっても休園できない」という状況が「保育士不足」にも拍車をかけています。

さらに、休校により休業せざるを得なくなった保護者の収入減が、新学期をむかえる今、重大な問題となっています。新学期になれば、すぐに教育費・学費等の支払いが発生します。この支払いが滞ることは、即、子どもたちの教育を受ける権利や教育を受ける環境をおびやかすことにつながります。安倍首相は4月に追加の緊急経済対策をとりまとめる検討に入ったといいますが、見せかけのポーズではなく、実際に子ども達が教育を受ける権利を奪われず、安心して学校で学んでいくことを国として保障するための経済的な手立てが早急に必要です。

あまりにも子どもをないがしろにした、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる今回の対応は、

子どもたちに政治への不信を植え付けかねないものだと危惧します。今回の「一斉休校」について科学的見地にもとづいた検証をおこなって、未来を担う子どもたち一人一人の育ちが保障され、子どもの権利が守られるよう最大限の配慮がされることを求めて、以下要望いたします。

1. 専門家や教育現場の声を尊重し、子どもたちが安心して新学期をむかえられるように、3月に失われた授業数確保の見通し等を示し、子どもたちが教育を受ける権利を守ってください。
1. 休校による怯えている子どもたちが新学期を安心して元気にむかえられるように、各地域及び各学校の実情に応じ、必要な場所には、感染対策のマスク、消毒液などが支給できるよう手配してください。
1. 休校要請による子どもたちへのケアと相談窓口を、各地域及び各学校の裁量で設けるようにしてください。
1. 感染拡大を防ぎ、子どもの健康を守るために「休校措置」が必要な場合は同じ地域の保育所についても「休園措置」をとり、「子どもの命」を守ることを優先にしてください。その際の保護者に対する救済措置については学校の休校措置に準ずるものにしてください。また検査の結果、「陽性」が出る前でも可能性がある場合は家庭に対し「休み要請」ができるようにしてください。
1. 感染が広がりを見せる期間は、保育所の特性を踏まえ「家庭保育」ができる家庭（育児休暇中・コロナウイルス感染予防のため休暇中など）については「休み要請」ができるようにしてください。「休み要請」で休んだ家庭についての救済措置は学校の休校措置に準ずるものにしてください。
1. 学童保育所は「一斉休校」の期間、「原則開所」が文部科学省より要請され、一日育成の対応をしていますが、人員の確保が難しく一人の職員について過重な労働を余儀なくされています。一日育成のための補助を一律ではなく職員の数や子どもの数に応じての保障とし、また職員確保のための措置を行ってください。
1. 休校による保護者の収入減が全額補償されるような措置と、ワンストップの相談窓口をもうけてください。厚生労働省が3月18日から受付を開始した休業等対応助成金制度でいう「臨時休業」の規定は、対象が限定される恐れがあります。「一斉休校」にともない、休業を余儀なくされたすべての人が対象となるよう制度を柔軟に運用させてください。個人事業主への休業補償も企業への助成と同額とし、手続きを簡素にさせてください。また、収入が激減した世帯に対し、学費納入を猶予する措置や無利子の貸付制度の周知徹底をおこなってください。

2020年3月25日

安保関連法に反対するママの会